

◇ 令和3年度入学支度金支給のご案内 ◇

入学支度金は、交通遺児等家庭のうち特に生計困窮度の高い家庭に対し、子弟が小学校・中学校に入学する場合に入学準備のお祝いとして支給するものです。

入学支度金の支給要件、申し込み方法等は、下記のとおりです。

記

1. 支給要件

生計を主として支えていた者が、自動車事故により死亡又は重度の後遺障害(自動車損害賠償保障法施行令別表第1又は別表第2に掲げる後遺障害(第1級から第3級に該当)が残った方の家庭のうち、義務教育終了前の子弟がいる家庭であって、次に該当すること。現在、主として生計を支えている者が、現在所得税を納付していないこと。(非課税相当額納付を含む。)

別表参照

2. 支給金額 対象子弟1人につき 50,000円

3. 申し込み期限 令和4年2月15日 [期限厳守]

4. 支給期日 令和4年3月10日 予定

5. 申し込みに必要な提出書類

(1) 入学支度金支給申込書(当法人所定のもの)……1通

(2) 住民票(原本)……1通

(マイナンバーを除く世帯全員、本籍と筆頭者、世帯主と続柄記載のもの)

(3) 令和2年度(令和元年分)住民税の課税(非課税)証明書(原本)……1通

(課税証明書: 省略のない課税証明書又は税額決定通知書と同一の課税証明書)

(4) 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書(コピー)……1通

((独)自動車事故対策機構(NASVA)の介護料を受給されている方は、交通事故証明書は不要で介護料受給資格認定通知書(コピー)が1通必要です。その他の当該重度後遺障害の方は、交通事故証明書は不要で自賠法の等級がわかる後遺障害等級認定票等(コピー)が1通必要です。)

6. 申込書提出先(問合わせ)

(公財)交通遺児等育成基金

支援給付事業担当 阿部 圭佑

〒102-0083 東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル7階

TEL 03-3237-0158 FAX 03-3237-8931

別表

※ 平成23年度の税制改正での年少扶養控除廃止により令和3年度(令和2年分)において税法上課税された者への救済措置として、課税額が表中の計算式で算出した額の範囲内(算出額>課税額)であれば非課税の扱いとします。

【所得税の場合】

$380,000円 \times A \times B$

※令和2年分源泉徴収票の源泉徴収税額参照

備考

この式において、A及びBは、次の通りとする。

A 当該所得税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数(16歳未満の人数)

B 当該所得税額の算出に当たり適用された税率(5~20% ※課税所得額により変動)

【例】義務教育終了前の児童 2名、所得税率5%の場合

$380,000 \times 2 \times 0.05 = 38,000 > \text{課税額}$ となる場合は、非課税扱いとなります。

【住民税(道府県民税+市町村民税)の場合】

$330,000円 \times A \times B$

※令和2年度 道府県民税 市町村民税 課税(非課税)証明書の年税額参照

備考

この式において、A及びBは、次のとおりとする。

A 当該住民税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数(住民票に記載の16歳未満の人数)

B 当該住民税の算出に当たり適用された税率(10% ※全国平均値)

【例】義務教育終了前の児童 2名の場合

$330,000 \times 2 \times 0.1 = 66,000 > \text{課税額}$ となる場合は、非課税扱いとなります。

送付宛先 以下切り取ってご利用ください。

〒102-0083

東京都千代田区麴町 4-5
海事センタービル 7階

(公財)交通遺児等育成基金 支援給付事業係

担当 阿部 行